・資料３

三原村情報収集・伝達統図

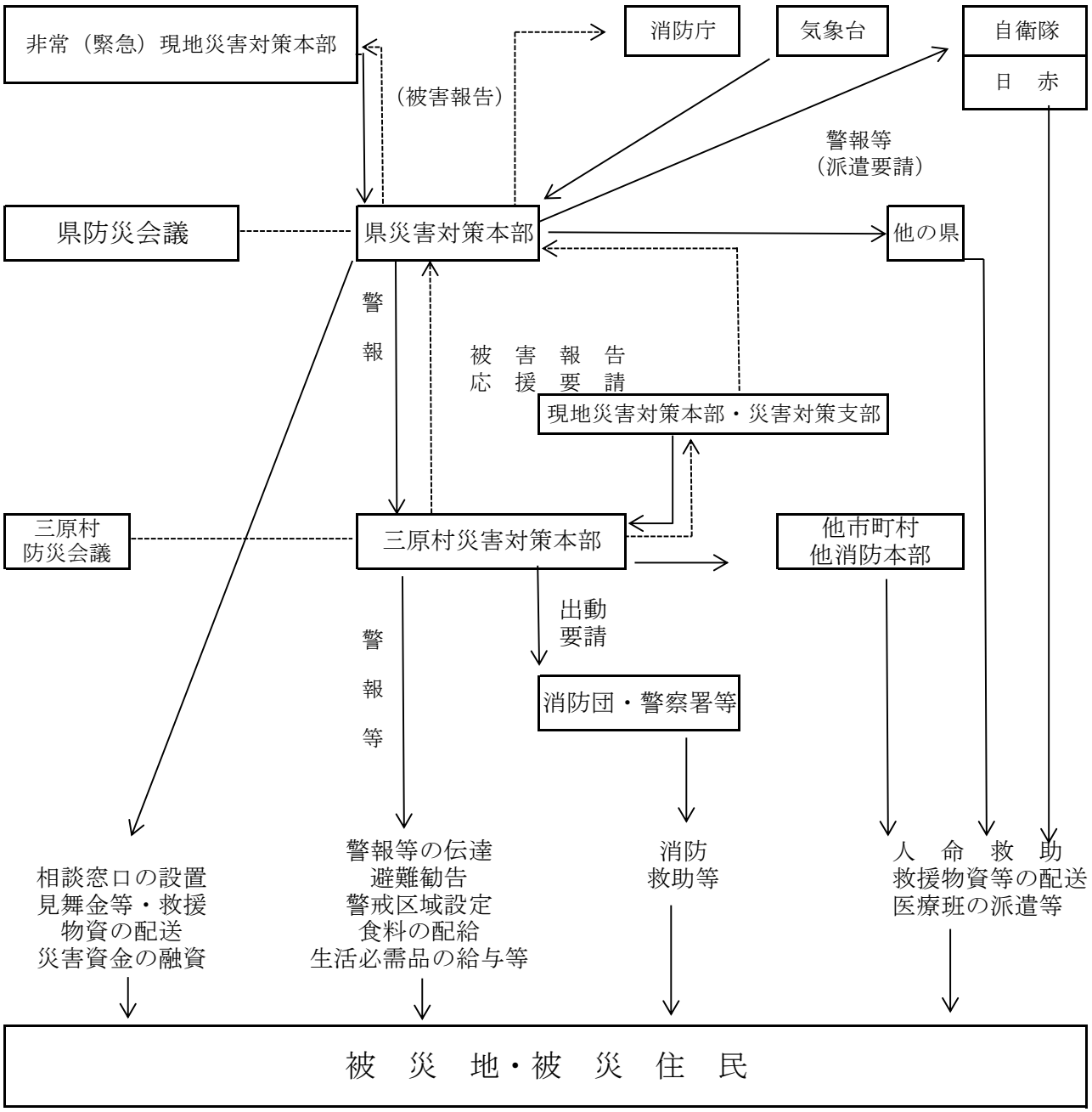

資料　11

警戒レベルと住民がとるべき行動

（警戒レベル、住民に行動を促す情報、住民がとるべき行動）

警戒レベル	住民に行動を促す情報	住民がとるべき行動	発表者
警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。	気象庁
警戒レベル2	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。	気象庁
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する人（高齢者等）は避難する。 その他の者は避難の準備をし、自発的に避難をする。	村災害対策本部
警戒レベル4	避難勧告・避難指示（緊急）	速やかに避難所等へ避難。 避難所への移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難。	村災害対策本部
警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	村災害対策本部

資料　12

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の配備基準表

	配備基準	配備体制	動員体制
災害対策本部設置前	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における配備体制	○警報配備	総務課長 分署長 防災担当課職員
災害対策本部設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表された場合における配備体制	○第一配備	管理職職員全員 防災担当課職員
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表された場合における配備体制	○第一配備	管理職職員全員 防災担当課職員